

令和3年度

通常総会

令和3年5月23日(日)

木津町区

木津町区



令和 3 年度木津町区総会（文書）次第

1. 地域長挨拶	P 1
2. 木津川市長メッセージ ・木津町区の皆さまへ	P 2
3. 令和 2 年度事業総括と今年度の活動方針	P 3
4. 議 事	
① 令和 2 年度事業報告について	P 4
② 令和 2 年度収支決算報告について	P 1 2
③ 令和 3 年度事業計画について	P 1 4
④ 令和 3 年度会計予算について	P 1 6
⑤ 規約類の改定について	(追加変更箇所はマーク表示)
5. その他（添付）	
(ア) 木津町区組織	P 1 8
(イ) 木津町区役員・委員名簿	P 1 9
(ウ) 木津町区自主防災会組織及び連絡網	P 2 0
(エ) 木津町区規約	P 2 1
(オ) 木津町区自主防災会規約	P 2 5
(カ) 木津町区自主防災会活動計画	P 2 7
(キ) 木津町区自主防災会物品管理規定（宝くじ）	P 2 9
(ク) 社会福祉協議会木津町区支部規約	P 3 0
(ケ) 木津町区青少年育成委員会規約	P 3 2
(コ) 木津町区防犯パトロール	P 3 4
(サ) 木津町区自治会地図	裏表紙

地域長挨拶

桜の花が散り新緑が映える清々しい季節から、今迄と何ら変わらず季節は一步一步初夏へと移って行きます。

しかし、私たちの生活は今迄と異なり、普通に行ってきた日々の営みが拒否されるような状態が一年以上続き、木津町区住民の人と人との繋がりや、互いの考えを伝えあい、認識を共有するためのコミュニケーション活動が難しくなった今日です。

木津町区の最も重要なイベントである総会も、二年続けて資料配付による総会（書面審査）となりました。

新型コロナワクチン接種は高齢者を優先に 8 月上旬には終えられ、少しは活動できる状況になるのではと期待出来ますが、全住民がワクチン接種を終え、何の制約も無しに今迄と同様に活動出来るのはもう少し先になりそうです。

木津町区の事業はコロナ以前の事業を基に計画しましたが、コロナ感染状況を見ながら感染防止対策を最優先にし、事業は臨機応変に活動してまいります。

新型ウイルス感染防止対策の影響により何かにつけて制約され、地域活動が計画通り実施できない場合も多々有ると思いますが、この点についてもご了承願います。

対面会議等で情報伝達出来ない場合は“回覧”、“木津町区 HP”等々でお知らせすることで補ってまいります。

今後とも木津町区活動に、ご理解とご協力を頂きたいようお願い申し上げます。

令和3年5月23日

木津町区地域長(区長) 町井幸夫

木津町区の皆さまへ

皆さまには、平素より市政運営へのご理解、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

自主防災会をはじめとする地元地域での活動に、精力的に取り組んでおられます皆さまに対しまして、敬意を表する次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大が各地で続いております。京都府を対象とします国からの緊急事態宣言につきましても、今月末まで延長されました。

市といたしましても、従来からの感染拡大防止策に加えまして、高齢者向けワクチン接種の対応に、市を挙げて取り組んでいるところです。

今月下旬からは、高齢者向けのワクチン集団接種が始まりますので、皆様に円滑にワクチンを接種していただくことができますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

医療提供体制の逼迫が報道され、感染拡大がまだまだ予断を許さない状況が続いております。皆さまにおかれましても、引き続き、感染防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、これからの時期、集中豪雨や台風等の災害リスクも高まっております。木津町区にお住まいの皆さまにおかれましては、災害情報に耳を傾けていただき、いざという時はためらうことなく避難し、皆様の安全を最優先に行動していただきますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、木津町区の今後ますますのご発展と住民の皆様のご多幸をお祈り申し上げまして、私からのご挨拶といたします。

令和3年5月吉日

京都府木津川市長 河井規子

令和2年度事業総括と今年度の活動方針

令和2年度は、新型コロナウイルスに始まり変異株のコロナウイルスに明け暮れ、現在においても収束の気配が全く無く、今迄経験した事の無いコロナ禍での暮らしを余儀なくされた年度でした。

当初計画していた全ての事業計画においても、縮小又は中止せざるを得ない状況となり、事業が当初計画通り達成出来なかった事は非常に残念でなりません。

地域の皆様と対面によるコミュニケーションを図れる機会も少なく、緊急事態宣言発出期間の総会や開発会議は書面にて行い、解除後においても感染防止を最優先にしながら防災大会、防災研修、合同会議、開発会議を開催することで、なんとか地域の繋がりやコミュニティを維持してきました。

今年度においても、基本理念である「安全で住みよい地域」を目指してまいります。

事業計画は基本理念達成に向けての事業となりますが、コロナ禍での事業活動となることから、木津町区民の皆様からのご意見を頂きながら感染防止を最優先にして活動してまいります。

令和2年度事業報告

1. 市政と地域住民との連絡調整

通常要望事項に関しては各町内会(自治会)からの要望書を取り纏め、提出すると共に現地確認、要望内容の把握、そして市が措置すると回答した案件に関しては実施状況の確認を行いました。

緊急な随時要望については、該当自治会代表者と市と連携しながら「瓦谷空地雑草除去」、「不二荘園の空き家放置」の要望2件は解決しました。また、市や木津警察署、木津町区等からの連絡については回覧にて各町内会(自治会)へ配付すると同時に木津町区HPにも掲載しました。



2. 防災、減災に向けた取り組み

コロナ禍において感染防止を最優先に防災大会は各町内会(自治会)の代表者による少人数で「感染防止対策のための避難方法」、「歴史から考察する木津の洪水と避難場所」二つの講演を受講し、防災に対する意識を高めることができました。

防災研修も例年のようなバスによる防災センター見学、そして地域住民間の親睦を深める食事会は出来ませんでした。体力向上を兼ねた郊外ハイキング「木津町区を取り巻く河川と治水設備の見学」を行い、市・建設部、危機管理課から治水設備、河川の説明を受けたことで木津町区地域の洪水に対する弱点と、どのようにして洪水から守られているかを再認識することが出来ました。

また、木津町区から2名の方が厳しい防災士資格試験に見事合格され、防災士の資格を取得されました。



令和2年度事業報告

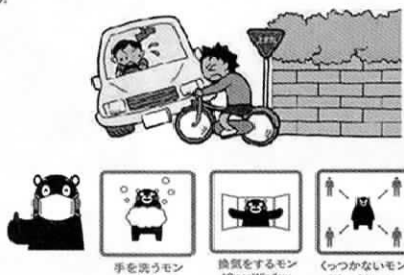
3. 安全で犯罪の起きない地域

木津町区地域内で発生した接触事故等の回覧による周知、危険地域の安全対策要望、防犯パトロール実施により安心で住みやすい地域を目指しました。

防犯パトロールについては、地域住民の参加を募り、今後も継続していきます。



木津町区道路での車の運転はより慎重に、また歩行者の方は車道に飛び出さないように指導願います。
また、コロナ感染を防ぐために「三つの密」を守り、「感染しない」「感染させない」ようにしましょう。



4. 地域住民と情報の共有化

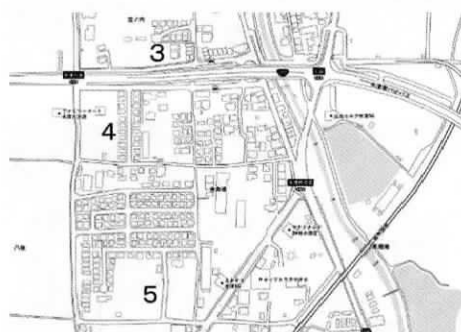
従来から実施している各種会議、総会冊子や回覧の配付、それに加え比較的タイムリーに情報提供できる木津町区HPを立上げ、情報の共有化を図りました。

また、新たに5箇所の住宅開発が計画され、開発会議の中で協定書について審議して頂きました。

令和2年度
通常総会

令和2年5月24日(日)

木津町区
http://www.ktsd.kyoto.jp



5. 新旧住民の交流

住民間の交流を図るべくイベント（防災大会、防災研修、防災訓練）はことごとく新型コロナウイルスの影響で、全ての催しが縮小又は中止せざるを得ない状況となり、今後の課題として継続していくとともに新たな取組を模索していきます。

令和2年度事業報告

6. 木津町区区民参加のイベント（自主防災研修）



7. その他詳細については次頁以降参照願います。

令和2年度 事業報告

1. 木津川市開催会議等

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R2.4.7	木津小学校入学式	木津小学校	新型コロナ感染防止のため来賓出席中止
4.8	木津中学校入学式	木津中学校	
4.10	木津幼稚園入園式	木津幼稚園	
4.23	木津小学校地域協力委員会議	木津小学校会議室	新型コロナ感染防止のため中止
4.－	木津第二分団第一部消防団活動報告会	—	書面による報告
6.30	第1回木津川市地域長会議	市・4階会議室	地域長出席 議題 行政からの連絡依頼事項 各種団体からの連絡依頼事項 地域長会活動報告 役員選出 意見・情報交換
7.－	木津幼稚園運動会 木津小学校運動会	木津幼稚園グラウンド 木津小グラウンド	新型コロナ感染防止のため来賓出席中止
7.13	令和2年度自主防災組織連絡会	市役所4階会議室	防災部長出席 市長挨拶、研修、市からの伝達事項、その他
8.25	木津地域広域協定運営委員会 会議(新任委員説明会)	木津用水施設管理棟	地域長出席 議題 令和元年度・活動報告・決算 & 監査報告・規則&組織&協定書の変更 R02 活動計画・収支予算
9.5	木津川市敬老会(木津全域)	—	新型コロナ感染防止のため来賓出席中止
9.－	木津川市戦没者追悼式	—	
10.－	木津川市防災訓練	—	コロナウイルス対応のため招待中止
11.18	第2回木津川市地域長会議	市・4階会議室	地域長出席 【議題】・行政からの連絡依頼事項・地域長会事務局からの連絡依頼事項・地域長会からの連絡事項・意見&情報交換会・高山ダム管理所講演(防災操作と事前放流)・その他
	木津地域広域協定運営委員会 「植栽活動・花壇づくり」	城山台・木津用水第2 分水場	副地域長出席 パンジー苗(240ポット)とチューリップ球根(280個)植栽・花壇づくり、刈払機安全講習
12.2	災害時声かけ人材養成研修	市・4階会議室	南ガーデン自治会長、防災部長
R3.1.10	木津川市消防団出初式	州見台小学校	コロナウイルス対応のため招待中止
1.13	「木津石塚地域京力農場プラン」新規参加者に伴う説明	不二荘園集会所	地域長 市・農政課より説明を受け賛同
2.27,28	木津川市防災士養成講座	市・4階会議室	区・防災部長、南ガーデン・自治会長参加
3.12	木津中学校卒業式	木津中学校	コロナウイルス対応のため来賓出席中止
3.－	木津小学校地域協力委員会議	木津小学校	
3.18	木津幼稚園卒園式	木津幼稚園	
3.19	木津小学校卒業式	木津小学校	

2. 木津町区事業及び開催会議他

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R2.4.2	防犯パトロール員キックオフ会	不二荘園集会所	10名参加、コロナウイルス対応のため当面中止
4.7	自治会代表者名簿作成	市・社協	地域長よりメールにて提供
4.11	令和元年度会計監査	中央交流会館・研1	前監事、前会計、前地域長
4.18	区四役員会議	不二荘園集会所	総会実施方法、総会冊子構成、規約変更
4.27	児童遊園管理委託契約書と遊園維持管理委託費請求書	市・社会福祉課	地域長提出(五丁目児童遊園地)

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
4.29	区・お知らせ、回覧配付	各自治会長宅に配達	通常総会書面審査、合同会議中止のお知らせ
4.27	児童遊園管理委託契約書	市・社会福祉課	五丁目児童遊園地
5.16	R2年度通常総会開催	各自治会長宅	通常総会書面審査用資料配付
5.18	地域要望箇所の現地確認	木津町区内	区四役員
5.24	R2年度通常総会承認	—	総会議事全て賛同を得た(反対:0、意見書:1)
5.30	地域長会議抜粋資料&回覧配付	各自治会長宅	・会議資料:4,5,6,7,8,10,11,12,17,23,23-1 ・合同会議中止の為資料にてお知らせ
	区四役員会議	不二荘園集会所	コロナ禍における防災大会、防災研修、その他事業活動、区費、官公庁挨拶廻りについて
6.1	「木津の文化財と緑を守る会」 後援依頼	—	地域長及び役員への負担は無い事で合意 (後援者名として「木津町区」使用のみ)
6.3	総会冊子1,200部発注	西本印刷	地域長
6.10	官公庁挨拶廻り	—	木津川市、京都府山城南土木事務所、相楽中部消防組合、社会福祉協議会
6.17	区四役員会議	不二荘園集会所	第1回合同会議の準備(総会冊子の袋詰め)他
6.21	第1回町総代・協議委員合同会議 総会冊子全戸・配付	中央交流会館 多目的ホール	議題 通常総会の報告 市地域長会議の報告 自主防災大会&自主防災研修会についてその他
6.23	随時・要望書・提出	市・管理課	田中橋・車両転落事故によるガードレール設置依頼
6.28	要望事項回答書・配付	各自治会長宅	市・担当部署からの回答書
6.29	木津町区、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長配付
7.1	地域活動交付金申請書・提出	市・総務課	交付申請額 ￥327,638
7.13	追加要望事項について協議	市・農政課	地域長、会計出席 市街化地域における休耕田の雑草刈り要望について説明
7.16	地域活動交付額決定通知書	市総務課より受取	交付申請額 ￥327,638
7.23	役員会議	中央交流会館・研1,2	事業活動報告、防災大会直前打合せ 随時要望(空地雑草除去)、防災研修企画説明
7.29	木津町区、市、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長配付
8.11	鹿川、山松川雑木繁茂現状視察	府・山城南土木事務所	府会議員、土木事務所所長、砂防課課長、地域長 再度要望&提案書について
8.20	府民協働型インフラ保全事業提案	府・山城南土木事務所	地域長 提案書提出
8.25	地域広域協定運営委員会・新任	木津用水施設管理棟2階	地域長
8.28	令和3年度コミュニティ助成事業	市・学研企画課	地域長 申請方法について説明を受ける
8.29	区四役員会議	Coffeさかい	事業活動報告、年内事業活動計画
8.30	木津町区、市、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長配付
9.3	防犯パトロール・再開	木津町区地域	自転車隊
9.10	一般コミュニティ助成事業申請書提出	市・学研企画課	地域長 資材(プロジェクター、ノートPC,プリンタ,小型カメラ他,会議卓椅子他:総額約160万円)保管場所を不二荘園集会所で申請
9.12	役員会議	中央交流会館・研1,2	事業活動報告、防災研修打合せ、一般コミュニティ助成、文書記録の管理方法について
9.25	追加要望事項について協議	市・農政課	公園南、瓦谷中央代表者、区役員 計5名 雑草繁茂による環境悪化を解消させる事を最優先に地主さんへ対応してほしい旨要請
9.28	雑草除去確認	瓦谷空地	地域長 写真撮影

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
9.30	木津町区、社協支部、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長配付
10.1	雑草除去確認	宮ノ内空地	地域長 写真撮影
10.3	役員会議	中央交流会館・研1	事業活動報告、防災研修事前打合せ 今後の事業計画
10.12	瓦谷空地排水不良について協議	市・農政課	役員2名
10.29	追加要望事項について協議	市・総務課	地域長 不二荘園自治会長他1名 空家の管理依頼と市が管理している反田川右岸 より雑木や蔓が空家を覆っている為除去依頼
10.30	木津町区、市、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長
11.18	農村環境保全活動	城山台八丁目	副地域長（木津土地改良区主催）
	第2回地域長会議	市・4F会議室	地域長
11.28	役員会議	中央交流会館研修室	合同会議事前協議
11.29	木津町区、社協支部、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長
12.5	第2回町総代・協議委員合同会議(下期区費受領)	中央交流会館多目的 ホール	議題 自主防災大会&研修会の報告 各自治会 の新役員名簿提出 要望事項提出 次年度以降 の事業、その他
12.18	区四役員会議	人と木	役員活動費、不二荘園集会所使用料、第四四 半期活動に向けて、次期区役員選出について
12.22	地域活動交付金実績報告書	市総務課へ提出	交付決定額 ￥327,638
12.23	木津町区、市、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長
12.24	府民協働型インフラ保全事業 提案2件について回答	府山城南土木事務所	鹿川・山松川雑木除去は採用※ライブカメラ設 置実施不可
12.28	地域活動交付額確定通知書	市総務課より受取	交付確定額 ￥327,638
R3.1.7	地域活動支援交付金請求書	市総務課へ提出	交付請求額 ￥327,638 1月中に入金要請
1.13	木津石塚地域京力農場プラン説明	不二荘園集会所	地域長 市・農政課
1.14	井関川インシデント発生現場確認	井関川堤防	区役員2名
1.18	インシデント発生に伴う保護対 策要請のため府・市へ出向く	府・山城南施設保全 市・管理課	区役員2名、インシデント発生関係者
	役員会議	不二荘園集会所	・活動助成金&地域活動支援交付金、・第四四 半期活動、・規約改定案(総会構成員)について
1.28	木津町区、実行組合、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長
2.14	引継ぎ資材の整理	不二荘園集会所	区四役員
2.18	来年度・地域要望書取り纏め	市・総務部	要望26件、交通安全施設設置要望4件提出
2.24	社協木津町区支部福祉委員名簿	支部長に提出	地域長よりメール送付
2.26	井関川堤防ベンチエリアの管理 に関する打合せ	市・管理課	不二荘園自治会長、地域長
2.28	泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長
3.1	防犯パトロール(自転車隊)再開	木津町区域	「緊急事態宣言」解除による
3.9	ハヶ坪道路の屈曲箇所拡幅協議	市・都市計画課	区役員3名
3.11	木津町区青少年育成委員会委 員名簿作成	市・社会教育課	常任委員(委員長)育成委員20名 名簿提供
3.20	定期役員会議	不二荘園集会所	合同会議前打合せ、令和3年度事業計画他
3.23	令和2年度要望事項実施状況	市・危機管理課	実施予定について全て発注済みとの回答
3.24	空地雑草除去条例パブリックコメント	市・町美化推進課	地域長メールにて提出
3.27	第3回町総代・協議委員合同会議	中央交流・多目的ホール	各自治会新役員自己紹介、木津町区の概要説明他
3.30	木津町区、市、泉路回覧配付	各自治会長宅	地域長

3. 木津町区自主防災会事業他

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R2.4.7	自主防災会連絡先届出書	市・危機管理課	メールにて提供
4.27	防災組織交付金申請書	市・危機管理課	交付申請額 ￥81,350 提出
4.30	防災士養成講座参加者推薦書	市・危機管理課	2名メールにて提出
5.16	R2年度通常総会開催	各自治会長宅	通常総会書面審査用資料配付
5.24	R2年度通常総会承認	—	総会議事全て賛同を得た(反対:0、意見書:1)
6.22	防災組織助成金交付決定通知書	市・危機管理課	交付決定額 ￥81,350 受領
6.22	自主防災研修キャンセル通知	生駒ツーリスト	「人と防災未来センター」での研修取止め
6.24	自主防災大会講演と備蓄食料品の提供依頼	市・危機管理課	危機管理課長宛て
	自主防災研修の職員派遣と河川及び治水設備の説明依頼	市・建設部	建設部理事宛て
7.9	自主防災研修について打合せ	市・建設部、危機管理課	建設部理事、危機管理担当課長
7.11	自主防災大会講演について打合せ	不二荘園集会所	「木津の文化財と緑を守る会」会長
7.23	自主防災研修下見	ハイキングコース	区四役員 井関川放水路～合同樋門
7.29	自主防災研修事前会議	市・危機管理課	社協支部長、区四役員 建設部、危機管理課
8.2	木津町区自主防災大会 (社協木津町区支部と共催)	中央交流会館多目的ホール	「感染防止対策のための新しい避難方法」、「歴史から考察する木津の洪水と避難場所」講演
9.13	R2年度自主防災研修会のご案内	各自治会長宅	地域長配付
10.8	自主防災研修会打合せ	市・危機管理課	安全対策、ハイキング参加者誘導、説明資料他
10.13	自主防災研修会最終打合せ	市・危機管理課	当日役割分担、タイムスケジュールの確認
10.18	木津町区自主防災研修会 (社協木津町区支部と共催)	木津町区を取り巻く河川と治水設備を見学 ハイキング	建設部理事、市危機管理課長、参加者35名 中央交流会館前～井関川堤防～合同樋門～小寺町雨水小川合流地点～鹿川堤防～ふれあい広場～反田川～中央交流会館前
11.8	防災倉庫不要保管品の分別	三防災倉庫	区役員 不用品を翌日廃棄処理
12.5	第2回町総代・協議委員合同会議(下期区費受領)	中央交流会館多目的ホール	※「2.木津町区事業及び開催会議他」参照
12.22	防災組織交付金活動報告書	市・危機管理課	地域長提出 交付決定額 ￥81,350
R3.1.8	防災組織交付額確定通知書	市・危機管理課	地域長受取り 交付請求額 ￥81,350
1.12	防災組織交付金請求書	市・危機管理課	地域長提出 交付請求額 ￥81,350
2.14	防災資材の事前チェック	三防災倉庫	区四役員
2.26	一次避難所開設に関する協議	危機管理課	不二荘園自治会長、地域長
3.27	第3回町総代・協議委員合同会議	中央交流・多目的ホール	※「2.木津町区事業及び開催会議他」参照
3.28	防災委員による防災倉庫整備・点検	三防災倉庫	天候不良のため中止
3.30	防災タイムライン作成取組	市・危機管理課	区四役員 危機管理課より説明を受ける

4. 木津町区開発土木建築関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R2.4.8	反田川逆流防止ゲート(福井宅横)付帯工事の説明	不二荘園集会所	市・建設課／正副地域長 排水ポンプ用排水管、転落防止柵他
4.11	宮ノ内75番他開発事前協議	不二荘園集会所	創レジデンシャルより説明 水利組合長、区役員出席
4.15	宮ノ内75番他・開発会議	書面審査	開発会議資料開発委員宅に配付
4.25	木津瓦谷20番他・建築工事説明	不二荘園集会所	アーネストワン、区四役
4.26	宮ノ内75番他開発合意	不二荘園集会所	協定書及び合意書署名捺印(区三役)
6.4	瓦谷20番地造成工事完了	地域長宅	創レジデンシャルより報告

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
8.7	逆流防止ゲート付帯工事説明	不二荘園集会所	不二荘園自治会長、区役員 市・建設課
10.31	木津宮ノ内9開発会議	中央交流会館多目的ホール	役員、自治会長・開発委員、開発業者合計26名出席 開発の大筋承認、他は役員に一任
11.3	「木津宮ノ内9番1他開発工事協定書」と「合意書」に捺印	不二荘園集会所	区役員4名 創レジデンシャル1名
11.11	木津・市坂地内舗装工事に伴う通行規制(お知らせ)	地域長宅	市上下水道部より説明 周辺域自治会&法人に配付
11.26	集合住宅新築に関する協議	不二荘園集会所	地域長、大東建託1名
12.23	神田地域一戸建て工事説明	不二荘園集会所	セキスイハイム 区役員4名
R3.1.18	国道24号周辺整備の説明	不二荘園集会所	帝国コンサルタント、区役員2名
1.28	国道24号周辺整備のお知らせ	天神池周辺	天神池横の道路通行止め・回覧配付
2.1	木津宮ノ内75、76番建築工事開始前説明	不二荘園集会所	創レジデンシャル・アーネストワン 区役員出席
3.5	木津町区地域内3箇所集合住宅開発(大東建託)の事前協議	不二荘園集会所	大東建託より説明 区役員3名、元地域長
3.22	開発に伴い市道・瓦谷大次線危険箇所解消対策協議	市・市長応接室	市に道路危険箇所の状況説明と解消要請 市長、都市開発課長、他2名、正・副地域長
3.29	宮ノ内9番1他宅地造成工事延期案内	近隣住民地域	創レジデンシャル 近隣住民に案内ビラ配付
3.31	木津町区地域内3箇所集合住宅開発(大東建託)の開発会議	中央交流会館多目的ホール	役員、自治会長・開発委員、開発業者合計25名出席 開発の大筋承認、他は役員に一任

5. 社会福祉協議会木津町区支部関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R2.4.7	各自治会長・町総代名簿	木津川市社協に提出	共同募金協力及び資材届ける為に使用
5.15	支部・第1回役員会議	書面会議	コロナウイルス感染防止により書面にて審議・令和元年度事業報告・令和元年度収支決算報告・令和2年度事業計画・令和2年度予算案
7.中旬	令和2年度高齢者交流会	-	コロナ禍により中止
9.19	支部・第2回役員会議	中央交流会館・研1,2	コロナ感染防止に伴う会議室定員制限のため福祉委員会より変更
11.25	支部・高齢者交流会	中央交流会館 ふれあい健康ランド	輪投げ、グランドゴルフ
R3.2.8	令和2年度小地域ネットワーク研修会	木津老人福祉センター	緊急事態宣言発令のため中止
3.28	支部・第1回福祉委員会	中央交流会館多目的ホール	令和2年度活動報告・決算報告&令和3年度活動計画・事業計画他 地域長

6. 木津町区青少年育成委員会及びスポーツ関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R2.6.	青少年育成委員会総会	書面による承認	全青少年育成委員宅配付による。
R2年度	全ての行事中止		新型コロナ感染防止対策により全て中止
R3.3.10	R02年度会計監査及び引継ぎ	不二荘園集会所	委員長、副委員長兼会計、監事(地域長)出席

7. 東山墓地管理委員会関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R2.5.1	東山墓地管理委員会総会	総会資料受領	コロナのため書面による審査
5.4	東山墓地管理委員会総会	郵送	「書面決議書」を投函
8.6	東山墓地管理委員会全体会議	市北別館2階会議室	地域長出席 管理費受領業務説明他
9.27	東山墓地管理費受領業務	市北別館2階会議室	地域長出席 自治会分管理費受領他

令和2年度 木津町区収支決算報告書

収入の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
繰 越 金	633,089	633,089	0	
区 費	950,000	495,576	△ 454,424	新型コロナにより区費を半額 法人、集合住宅分含む
事 業 補 助 金	320,000	327,638	7,638	木津川市地域活動支援金
利 息	6	5	△ 1	預金利息
雑 収 入	150,000	200,000	50,000	自治会活動協力金
収 入 合 計	2,053,095	1,656,308	△ 396,787	

*区費（法人関係）敬称略 アイウエオ順

アライの森 いさじ医院 関西エクステリア（ピノキオ） コーナン商事 ネットヨタヤサカ
ファミリーマート マクドナルド 望月測量事務所 和牛ダイニング桜

支出の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
総 会 費 用	220,000	240,900	20,900	総会冊子印刷費用等
会 議 費	15,000	12,320	△ 2,680	町総代等合同会議諸費用
助 成 金	900,000	425,000	△ 475,000	新型コロナの影響によりゼロ又は半額 青少年育成委員会 0円 自主防災会 350,000円 社協木津町区支部 75,000円
会 場 費	30,000	35,400	5,400	不二荘園集会所(30,000円) いずみホール使用費用
事 務 用 品 費	60,000	38,472	△ 21,528	トナー、インク、コピー用紙代等
事 業 活 動 費	300,000	109,920	△ 190,080	役員活動費、除菌関連費、 防犯パトロール活動費等
予 備 費	528,095	0	△ 528,095	
支 出 合 計	2,053,095	862,012	△ 1,191,083	

*収入の部と支出の部の差し引き残高 794,296円は次年度に繰越します。

令和3年3月31日

地域長

駒井章夫



会 計

田中芳久



上記決算書並びに関係書類を監査の結果、適正であることを認めます。

令和3年4月10日

監 事

植村敏明



令和2年度 自主防災会収支決算報告書

収入の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
繰 越 金	934,238	934,238	0	
事 業 補 助 金	780,000	431,350	△ 348,650	新型コロナの影響により木津町区からの助成金は半額、350,000円 市危機管理課助成金81,350円
利 息	12	8	△ 4	
参 加 負 担 金	300,000	0	△ 300,000	防災研修内容変更
収 入 合 計	2,014,250	1,365,596	△ 648,654	

支出の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
会 議 費	5,000	800	△ 4,200	冷房代
訓 練 費	70,000	0	△ 70,000	新型コロナの影響により中止
事 務 費	40,000	27,566	△ 12,434	トナーカートリッジ、乾電池費用等
備 品 費	20,000	64,521	44,521	消火器、救急箱、体温計、メガホン
研 修 事 業 費	1,000,000	40,966	△ 959,034	防災研修(人と防災未来センターから治水施設ハイキング)変更
事 業 活 動 費	30,000	823	△ 29,177	感染防止対策(除菌他)
予 備 費	849,250	0	△ 849,250	
合 計	2,014,250	134,676	△ 1,879,574	

*収入の部と支出の部の差し引き残高 1,230,920円は次年度に繰越します。

特別会計

単位:円

項 目		備 考
防災基金積立(定期貯金)	1,509,432	令和3年3月31日決算額
防災基金積立(定期貯金)	2,004,809	令和3年3月31日決算額
防災基金積立(定期貯金)	1,000,085	令和3年3月31日決算額
合 計	4,514,326	

令和 3年 3月 31日

地域長

野井 幸夫



会 計

田中 昌久



上記決算書並びに関係書類を監査の結果、適正であることを認めます。

令和 3年 4月 10日

監 事

榎村 敏明



令和3年度事業計画について

◎ より安全で暮らしやすい木津町区を！

◇ 行政との連絡調整及び地域住民の連帯意識の向上に努める。

- ・各自治会の自治活動を尊重するとともにサポートし、木津町区全体のコミュニティ活動と人と人の繋がりを強める活動を行う。
- ・市に対する各自治会からの要望事項については、現地確認を行い自治会と協力して要望達成のための努力をするとともに、木津町区からも独自の要望を行う。
- ・活動された木津町区の組織や団体への助成を行う。
- ・木津町区の事務効率を図るために、コミュニティ活動備品の整備を行う。

◇ 防災、減災に向けた取り組みを行う。

- ・最重点目標として木津町地域に適した防災タイムラインの作成を行い、普及を図ることとで災害発生時において適切な行動がとれ、人災を無くす事を目指す。
- ・防災大会、防災研修、防災訓練（防災倉庫の資材点検）を行い、防災に対する知識を高め、体験することで災害時に迅速な対応ができる木津町区を目指す。
- ・災害時において自主防災会連絡網を活用し、迅速かつ正確な情報伝達を行う。

◇ 安全で犯罪の起きない地域を継続する。

- ・防犯パトロールによる犯罪抑止効果を高めるとともに、パトロール隊員の増員を図る。
- ・自分達の地域は自分達で守るという意識をもっていただく活動を行う。

◇ 地域住民と情報の共有化を図る。

- ・各種会議、回覧、木津町区HPを活用する。

木津町区ホームページ(PC) : <http://kizumati.html.xdomain.jp/>

木津町区



木津町区ホームページ(スマホ) :



検索

◇ 新旧住民間の交流を図る。

- ・参加しやすいイベントを企画し、木津町区のコミュニティへの積極的な参加を推し進める。

令和3年度 木津町区事業計画

月 別	事 業 予 定	実施予定時期
2021 年 4 月～5 月	- 令和3年度防犯パトロールキックオフ - 第1回木津川市地域長会議 - 各町内要望事項箇所現地確認 - 総会議事(案)総会構成委員に事前配付 - 社会福祉協議会木津町区支部総会 - 令和3年度木津町区通常総会	4 月 1 日 (木) 4 月 23 日 (金) 5 月 中旬 5 月 中旬 5 月 16 日 (日) 5 月 23 日 (日)
6 月～7 月	- 青少年育成委員会総会 - 第1回町総代・協議委員合同会議 - キッズ CC 隊活動参加 (木津小校区内清掃活動) - 青少年ソフトボール市大会 - 木津川市花火大会	6 月 上旬 6 月 12 日 (土) 6 月 19 日 (土) 7 月 中旬 7 月 下旬
8 月～9 月	- 青少年ソフトボール郡大会 - 第2回町総代・協議委員合同会議	8 月 中旬 9 月 18 日 (土)
10 月～12 月	- 第2回木津川市地域長会議 - 木津川市地域長会木津区域ブロック会議 - 第3回町総代・協議委員合同会議	11 月 中旬 12 月 上旬 12 月 18 日 (土)
2022 年 1 月～3 月	- キッズ CC 隊活動参加 (木津小校区内清掃活動) - 各町要望事項取りまとめ・市へ提出 - 社会福祉協議会木津町区支部会議 - 第4回町総代・協議委員合同会議	1 月 下旬 2 月 下旬 3 月 下旬 3 月 19 日 (土)
全期間	防犯パトロール (木津小通学路周辺他)	月・木曜日、随時

令和3年度 自主防災会事業計画

月 別	事 業 予 定	実施予定時期
2021 年 4 月～5 月	- 木津川市防災訓練 - 木津川市自主防災組織連絡会議 - 令和3年度木津町区通常総会	5 月 中旬 5 月 中旬 5 月 23 日 (日)
6 月～7 月	- 自主防災大会連絡会議 (社協支部と共催) - 第1回町総代・協議委員合同会議 - 水害等避難行動タイムライン作成	6 月 5 日 (土) 6 月 12 日 (土) 6 月 下旬
8 月～9 月	- 自主防災大会準備会議 - 自主防災大会 (社協支部共催、相楽中部消防組合協力) - 自主防災研修会実施計画策定 - 木津町区防災倉庫内整備等点検 - 第2回町総代・協議委員合同会議	8 月 1 日 (日) 8 月 8 日 (日) 8 月 下旬 9 月 上旬 9 月 18 日 (土)
10 月～12 月	- 自主防災研修会 (人と防災未来センター・神戸市) - 第3回町総代・協議委員合同会議	11 月 7 日 (日) 12 月 18 日 (土)
2022 年 1 月～3 月	- 第4回町総代・協議委員合同会議 - 自主防災訓練および木津町区防災倉庫内整備等点検	3 月 19 日 (土) 3 月 27 日 (日)

※10月までに衆議院議員総選挙 (10月任期満了)

※コロナ感染状況により変更及び中止となる場合があります。

令和 3 年度 木津町区会計予算

収入の部

単位:円

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
繰 越 金	794,296	633,089	161,207	
区 費	950,000	950,000	0	法人・集合住宅を含む
事 業 補 助 金	321,000	320,000	1,000	木津川市地域活動支援交付金
利 息	6	6	0	預金利息
雑 収 入	440,000	150,000	290,000	自治会活動協力金 (大東建託44戸)
合 計	2,505,302	2,053,095	452,207	

支出の部

単位:円

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
総 会 費 用	250,000	220,000	30,000	総会冊子印刷費、総会に関する諸費用
会 議 費	30,000	15,000	15,000	会議に関する諸費用(音響、冷暖房、お茶他)
助 成 金	825,000	900,000	△ 75,000	自主防災会 700,000 社協木津町区支部 75,000 青少年育成委員会 50,000
会 場 費	35,000	30,000	5,000	不二荘園集会所、いずみホール 使用料
事 務 用 品 費	100,000	60,000	40,000	ソフト購入費用、トナー、インク、 コピー用紙代他
事 業 活 動 費	300,000	300,000	0	木津区事業活動費 防犯パトロール等に伴う諸費用
予 備 費	965,302	528,095	437,207	次年度への繰越金を含む
合 計	2,505,302	2,053,095	452,207	

令和3年度 自主防災会会計予算

収入の部

単位:円

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
繰 越 金	1,230,920	934,238	296,682	
事 業 補 助 金	781,950	780,000	1,950	・木津町区 700,000 ・木津川市 81,950
利 息	12	12	0	預金利息
参 加 負 担 金	150,000	300,000	△ 150,000	参加費 (昼食代 3,000 /人) 大人50名
合 計	2,162,882	2,014,250	148,632	

支出の部

単位:円

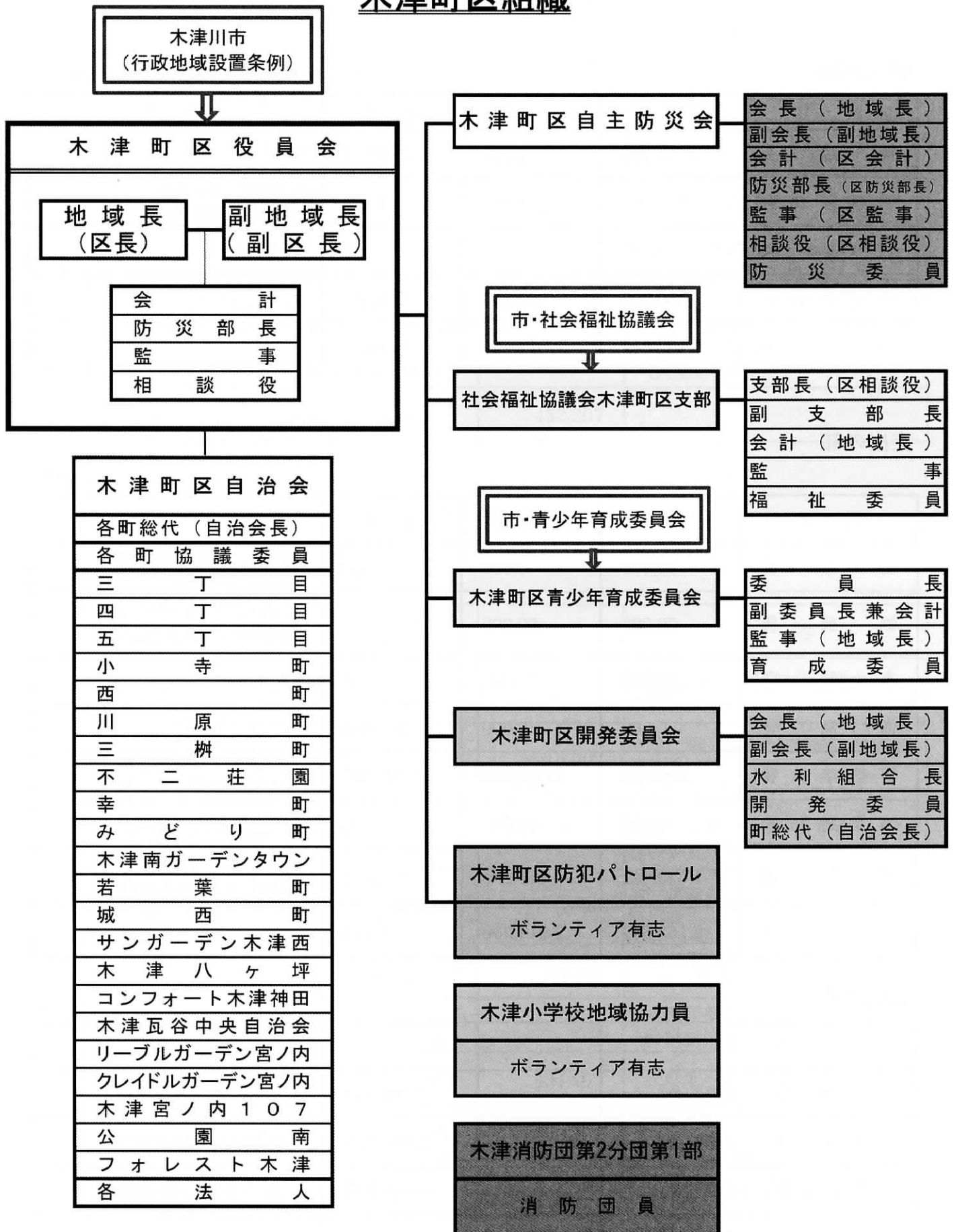
科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
会 議 費	10,000	5,000	5,000	冷暖房、音響設備使用代、 会議でのお茶代
訓 練 費	70,000	70,000	0	自主防災大会(社協木津町区 支部共催)に掛る諸費用
事 務 費	40,000	40,000	0	トナー代・コピー用紙代他
備 品 費	480,000	20,000	460,000	防災備品代
研 修 事 業 費	500,000	1,000,000	△ 500,000	「防災未来センター見学」 バス2台、参加人数50名
事 業 活 動 費	30,000	30,000	0	防災活動に伴う諸費用
予 備 費	1,032,882	849,250	183,632	特別会計へ 1,000,000 組込む 次年度への繰越金を含む
合 計	2,162,882	2,014,250	148,632	

特別会計

単位:円

項 目	金 額	備 考
防災基金積立 (定期貯金)	1,509,432	令和3年3月31日決算額
防災基金積立 (定期貯金)	2,004,809	令和3年3月31日決算額
防災基金積立 (定期貯金)	1,000,085	令和3年3月31日決算額
合 計	4,514,326	

木津町区組織



令和3年度（2021）木津町区役員・委員名簿

地 域 長	駒井 幸夫	防 災 部 長	反 田 明 浩	相 談 役	太 井 子 宏 和
副 地 域 長	奈良 由雄	監 事	植 村 敏 明		伊 藤 紀 味 枝
会 計	田 中 芳 久	—	—		水 谷 圭 一

町名・自治会名	総代・自治会長	協 議 委 員	開 発 委 員	福 祉 委 員	青少年育成委員 委員長：** 副委員長兼会計：*
三 丁 目	森川 恭 匡	森川 恭 匡	森川 恭 匡	—	—
四 丁 目	坂 田 正 忠	綿 崎 五 郎	坂 田 正 忠	大 倉 竹 次	花 田 善 巨 *
五 丁 目	今 井 進	奥 田 一	奥 田 一	今 井 進 反 田 明 浩 野 田 拓 未 原 猶 一	北 浦 喜 久 男
小 寺 町	河 井 和 夫	立 花 省 二	河 井 和 夫	芝 原 俊 和	堤 昭 貴 **
西 町	山 本 恒 雄	細 谷 耕 造	山 本 恒 雄	相 馬 巴 日 佐 駒 井 長 津 雄	山 田 秀 晃
川 原 町	末 谷 真 一	福 井 秀 晃	松 山 憲 則	福 井 秀 晃	原 功
三 桝 町	三 桝 嘉 嗣	和 田 修	三 桝 嘉 嗣	酒 谷 君 子 三 桝 嘉 嗣	西 洋 祐
不 二 荘 園	坂 本 善 壽	山 本 博	坂 本 善 壽	西 田 和 美 狭 川 壽 一	浦 井 英 雄
幸 町	稲 味 秀 操	稲 味 秀 操	安 達 カ ツ 子	鈴 木 勇	安 達 カ ツ 子
み ど り 町	三 浦 賢 蔵	三 浦 賢 蔵	三 浦 賢 蔵	三 浦 カ ヨ 子	中 村 和 広
南 ガ ー デ ン	新 川 順 一	西 山 英 輝	西 山 英 輝	下 谷 明 彦 宇 谷 篤 志	張 替 慎 一
若 葉 町	吉 川 俊 介	吉 川 俊 介	吉 川 俊 介	—	前 田 和 也
城 西 町	本 多 岳	溝 端 公 平	中 野 邦 彦	山 本 利 彦	中 村 英 介
サ ン ガ ー デ ン	絹 見 佑 生	神 志 那 雄 二	河 本 恵 之	新 井 清 寛 大 野 剛 史 澤 岨 享 憲	伊 藤 雄 基
木 津 八 ヱ 坪	村 上 武 史	粟 田 多 紀 子	上 田 雄 志	吉 村 和 浩	村 上 武 史
神 田 自 治 会	山 本 吉 昭	山 本 吉 昭	筆 野 恭 忠	花 田 陽	堀 井 猛 司
木 津 瓦 谷 中 央	田 中 瑞 章	田 中 瑞 章	高 田 祥 幸	橋 本 寛 子	片 山 貴 史
リーブル宮ノ内	小 佐 々 浩 子	小 佐 々 浩 子	森 本 正 代	森 本 正 代	森 本 正 代
ク レ イ ド ル	村 田 昌 巳	森 道 千 春	今 井 健 仁	村 田 昌 巳	下 蘭 厚 子
宮ノ内107	小 島 仁 司	小 島 仁 司	小 島 仁 司	小 島 仁 司	小 島 仁 司
公 園 南	平 井 宏 司	坂 下 仁 史	平 井 宏 司	坂 下 仁 史	岡 本 大 介
フ ォ レ ス ト	神 例 博	神 例 博	神 例 博	—	—
水 利 組 合	—	—	三 桝 誠 二	—	—

福井マンション ルミエール木津 サニーパレス フォルトゥーナ フロープラッツ リバーバレー プレミール
コーポ西口 サンシャイン モルティ木津 シャーメゾン宮ノ内 プラヌス木津 クリーンハイツ サントノーレ

令和3年度(2021) 木津町区自主防災会組織及び連絡網

2021.04.01

木津川市総務部危機管理課長	
高橋 和雄	
↓	
会長(地域長)	
駒井 幸夫	
↓	
水利組合長	
三樹 誠二	

自主防災会組織

木津町区役員、法人以外の電話番号は表示していません！
※必要な方は区役員または自治会長、協議委員に
問い合わせください。

監 事	
植村 敏明	
相 談 役	
太井子 宏和	
伊藤 紀味枝	
水谷 圭一	

自主防災会連絡網

情 報 班	消 火 班	救 出 救 護 班	給 食 給 水 班
会 長	副 会 長	会 計	防 災 部 長
駒井 幸夫	奈良 由雄	田中 芳久	反田 明浩

町名・自治会名	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号
三丁目	森川 恭匡		松田 利夫		松田 利夫		松田 利夫	
四丁目	坂田 正忠		綿崎 五郎		藤田 公		花田 善巨	
五丁目	今井 進		大井 正夫		松島 謙治		奥田 一	
小寺町	河井 和夫		立花 省二		伊藤 初男		中村 吉紀	
西町	細谷 耕造		水谷 圭一		森川 篤		今井 淳一	
	西口 長嗣		山本 次郎		奈良 由雄		杉山 大器	
川原町	末谷 真一		八木 基詞		辰元 桃也		福井 健二	
三樹町	三樹 嘉嗣		木下 富雄		三樹 精孝		前部 好毅	
不二荘園	坂本 善壽		浦井 英雄		中谷 勝哉		稲田 陽一	
	山本 博		西田 和美		光橋 通信		林 恵子	
幸町	稲味 秀操		稲味 秀操		鈴木 勇		安達 カツ子	
みどり町	福隅 長子		中村 和広		市橋 康治		周榮 清隆	
南ガーデン	新川 順一		村田 和博		藤井 弦		橋本 錦児	
若葉町	吉川 俊介		岡田 孝		高橋 一秋		石橋 宏朗	
城西町	本多 岳		奥田 崇大		野村 鋼平		浜本 光弘	
サンガーデン	絹見 佑生		西中 慧		宮永 吾一		近藤 英昌	
	桜井 勝義		嶋田 大志		岡田 崇		和田 良大	
木津ハケ坪	村上 武史		吉村 和浩		栗田 多紀子		上田 雄志	
神田自治会	山本 吉昭		筆野 恭忠		花田 陽		堀井 猛司	
木津瓦谷中央	田中 瑞章		田中 充		林 勇策		*	*
リーブル宮ノ内	小佐々 浩子		森本 正代		小佐々 浩子		森本 正代	
クレイドル	村田 昌巳		森道 千香		今井 健仁		下園 厚子	
宮ノ内107	小島 仁司		*	*	*	*	*	*
公園南	平井 宏司		坂下 仁史		岡本 大介		平井 宏司	
フオレスト	神例 博							

コーボ西口	サンシャイン	サニーパレス	フォルトウーナ	フローブラッツ	リバーバレー	サントノーレ
西口 勝彦	森川 龍	玉崎 義和	八木 基詞		大東建設パートナーズ株式会社 奈良営業所	
福井マンション	ルミエール木津	モルティ木津	シャーマン 宮ノ内	プレミール	プラス木津	クリーンハイツ
福井 健雄	坂本 明彦	積水ハウス不動産関西株式会社	木下 富雄	株式会社 レオパレス21	株式会社 KOSEI	

公共機関

警 察	消 防	病 院	ガ ス	水 道	電 話(NTT)	電 気	消 防 団 第2分団第1部
木津警察署	木津南交番	相楽中部 消防署	京都山城総合 医療センター	大阪ガス北東部 リビング事業部	木津川市 水道事業部	NTTネオマイト みやこ	関西電力 伏見営業所
72-0110	71-0110	72-2119	72-0235	0120-594- 817	72-0203	0120-385- 780	080-0777- 8033

木 津 町 区 規 約

制定	平成 2 年 4 月 1 日	改定	平成 6 年 5 月 22 日	改定	平成 8 年 5 月 19 日
改定	平成 11 年 5 月 9 日	改定	平成 14 年 5 月 12 日	改定	平成 15 年 5 月 18 日
改定	平成 18 年 5 月 14 日	改定	平成 19 年 5 月 13 日	改定	平成 20 年 5 月 11 日
改定	平成 21 年 5 月 24 日	改定	平成 22 年 5 月 23 日	改定	平成 23 年 5 月 27 日
改定	平成 25 年 5 月 19 日	改定	平成 26 年 5 月 18 日	改定	平成 28 年 5 月 15 日
改定	平成 30 年 5 月 20 日	改定	令和 元年 5 月 19 日	改定	令和 2 年 4 月 1 日
改定	令和 3 年 5 月 23 日				

【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区（以下、「本区」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本区の事務所は地域長宅に置く。

【目 的】

第 3 条 本区は、区民の利便および区民相互の親睦を図り、区民の福祉向上に寄与し、地域内における市行政の円滑な運営に協力することを目的とする。

【活動区分】

第 4 条 木津町地域における活動等を一般業務と農事業務に区分し、本区は一般業務を司る。

【区 域】

第 5 条 本区は次の町内会または自治会（以下、「自治会」という。）をもって構成する。
三丁目、四丁目、五丁目、小寺町、西町、三桝町、川原町、不二荘園、幸町、みどり町、若葉町、木津南ガーデンタウン（以下、「南ガーデン」と略称する。）、城西町、サンガーデン木津西（同「サンガーデン」）、木津八ヶ坪、木津瓦谷中央自治会（同「木津瓦谷中央」）、コンフォート木津神田（同「神田自治会」）、リーブルガーデン宮ノ内（同「リーブル宮ノ内」）、クレイドルガーデン宮ノ内（同「クレイドル」）、木津宮ノ内 107（同「宮ノ内 107」）、公園南、フォレスト木津（同「フォレスト」）

【事 業】

第 6 条 本区は次の事業を行う。
(1) 各自治会および区民相互の親睦を図る集会等の開催
(2) 本区自主防災に関する事項
(3) 本区内の開発に関する事項
(4) 区民の福祉向上に関する事項
(5) 青少年の健全な育成に関する事項
(6) 本区内の防犯活動に関する事項
(7) その他

【役 員】

第 7 条 本区に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 地 域 長 | 1 名 |
| (2) 副 地 域 長 | 1 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 防 災 部 長 | 1 名 |
| (5) 監 事 | 1 名 |
| (6) 相 談 役 | 若干名 |

2. 地域長は前副地域長が継承する。
3. 副地域長は前会計が継承する。
4. 会計は付表のとおり輪番制とし、各自治会の互選により選任される。

5. 防災部長は地域長が委嘱する。
6. 監事は付表のとおり輪番制とし、各町の総代または自治会長の互選により選任される。
7. 相談役は地域長が委嘱する。

【役員の任務】

第8条 地域長は本区を代表し、本区の運営を統括する。また、「木津川市行政地域設置条例」に掲げられている、次の事項を行う。

- (1) 市が発する情報及び連絡事項等の地域住民への周知及び市政の普及に対する協力並びに資料等の収集提供に関すること
 - (2) 市政と地域住民との連絡調整に関すること
 - (3) 市政運営に関し選任が必要となる委員等の推薦に関すること
 - (4) 市が策定又は実施する各種行政計画及び事業計画に関して必要となる調査や資料の提供又は地域住民の意見等の取りまとめに関すること
 - (5) その他、市長が特に認めること
2. 副地域長は地域長を補佐し、地域長に事故あるときはこれを代理する。
 3. 会計は、本区の会計事務一切を司る。
 4. 防災部長は、本区防災部門における実務一般を司る。
 5. 監事は、本区の会計を監査する。
 6. 相談役は、より包括的または専門的な見地から本区の活動状況等について助言する。

【役員の任期】

第9条 役員の任期は原則として2年とする。ただし、防災部長および相談役については再任を妨げない。

【委員会の設置】

第10条 本区事業の円滑な推進を図る目的で、次の委員会等を設置し役員（委員長等）および必要な員数の委員を置く。

- (1) 木津町区自主防災会
- (2) 開発委員会
- (3) 社会福祉協議会木津町区支部
- (4) 木津町区青少年育成委員会

【区 費】

第11条 本区事業の円滑な推進と健全な運営を図る目的で、次のとおり区費を定める。

- (1) 年間区費用 一戸当たり 1,000円 一法人当たり 10,000円
但し、自然災害等により本区事業の運営ができなくなった年度は、役員と協議のうえ、地域長が区費の減額を決定することができる。
- (2) 区費の納入
各町総代（自治会長）は、区費を本区会計に原則として、6月・12月にそれぞれ上期分・下期分を納付する。

【総 会】

第12条 地域長は、原則として毎年1回総会を開催し、次の事項を審議し賛同を得るものとする。

- (1) 事業報告および事業計画に関すること
 - (2) 収支決算および収支予算に関すること
 - (3) 会計監査に関すること
 - (4) 規約の改定に関すること
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと
2. 総会は、本区役員、町総代（自治会長）、協議委員、防災委員、開発委員、福祉委員、青少年育成委員、その他地域長が必要と認めるものをもって構成する。
 3. 総会は、前項に示した構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状を

もって出席に代えることができる。

但し、自然災害等により総会開催ができなくなった時は、全構成員に第 12 条第 1 項で示す事項を総会資料として、配付することで成立とする。

4. 総会は、その審議事項の一部を次条に示す町総代・協議委員合同会議に委任することができる。
5. 地域長が開催を必要と判断した場合、または役員の半数以上から要請があった場合、地域長は臨時総会を招集しなければならない。臨時総会の構成員や成立要件は本条第 2 項および第 3 項と同様とする。

【会 議】

第 13 条 地域長は、本区役員、各自治会の町総代・協議委員により構成される合同会議を、定期的に開催することとする。

2. 合同会議は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきことがら
 - (2) 総会より委任されたことがら
 - (3) その他、合同会議が特に必要と認めたこと

【会計年度】

第 14 条 本区自治会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【会計監査】

第 15 条 本区自治会の会計監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

【文書(記録)の管理】

第 16 条 本区に係わる文書(記録)の管理と保存期間、管理担当及び保存・廃棄方法を定める。

- (1) 管理文書(記録)、保存期間、管理部門は付表 2 に基づいて実施する。
- (2) 管理文書(記録)は、原本として地域長が定める場所に保管する。
なお、必要により電子媒体の保存も可とする。
- (3) 保存期間を過ぎた管理文書(記録)は速やかに廃棄し、管理外の文書(記録)は役員と協議し、地域長の承認を得たうえで廃棄処分する。

【自治会の組成】

第 17 条 本区地内に新設される戸建住宅ならびに集合住宅等は自治会を組成する。

- (1) 分譲戸建住宅ならびに分譲集合住宅は、開発申請ならびに確認申請前に本区と工事協定書を締結し、入居開始と同時に自治会組成の発足を原則とする。またその旨を協定書に明記し了解を得るものとする。
- (2) 賃貸集合住宅は前項と同等の扱いとし、自治会の組成については発足を原則としその旨を協定書に明記する。
- (3) 一般戸建住宅に入居される方は、確認申請前に本区に届け出るものとし、工事完成後はその地域内の既存自治会に加入することを原則とする。

【付表 1】

年 度	会 計 の 選 任	監 事 の 選 任
令和 2 年度 (2020)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・ 木津瓦谷中央	五丁目
令和 4 年度 (2022)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル 宮ノ内・宮ノ内 107・フォレスト	三丁目・四丁目
令和 6 年度 (2024)	南ガーデン・サンガーデン・クレイド ル	小寺町
令和 8 年度 (2026)	五丁目	不二荘園・神田自治会
令和 10 年度 (2028)	三丁目・四丁目	西町
令和 12 年度 (2030)	小寺町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・ 木津瓦谷中央・公園南
令和 14 年度 (2032)	不二荘園・神田自治会	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル 宮ノ内・宮ノ内 107・フォレスト
令和 16 年度 (2034)	西町	南ガーデン・サンガーデン・クレイド ル
令和 18 年度 (2036)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・ 木津瓦谷中央・公園南	五丁目

【付表 2】

管理文書(記録)名	保存期間	管理担当	備 考
総会冊子	永久	地域長	各規程、規約含む
金銭出納帳	永久	会計	—
領収書綴り	10 年	会計	—
備品台帳	永久	会計	年一回点検し点検記録を残すこと 自主防災会備品含む
収支決算書	永久	会計	—
市との取り決め	永久	地域長	区と木津川市との取決め約束事項
開発工事協定書 工事合意書	永久	地域長	工事完了後も記録として保存
要望書	10 年	地域長	市・回答書も含む
各種申請書	10 年	地域長	市に対する申請書

木津町区自主防災会規約

制定 平成 22 年 4 月 24 日 改定 平成 22 年 5 月 23 日 改定 平成 26 年 5 月 18 日
改定 平成 26 年 5 月 22 日 改定 平成 28 年 5 月 15 日 改定 平成 30 年 5 月 20 日
改定 令和 2 年 4 月 1 日

【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区自主防災会（以下、「本会」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は会長宅に置く。

【目 的】

第 3 条 本会は、地域住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震災害・風水害・火災その他の災害（以下、「震災等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

【事業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 震災等に対する災害予防に関すること
- (3) 震災等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急処置対策に関すること
- (4) 防災訓練に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区の構成員と同等とする。

【役 員】

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|-------------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (区 地 域 長) |
| (2) 副 会 長 | 1 名 | (区 副 地 域 長) |
| (3) 会 計 | 1 名 | (区 会 計) |
| (4) 防 災 部 長 | 1 名 | (区 防 災 部 長) |
| (5) 監 事 | 1 名 | (区 監 事) |
| (6) 相 談 役 | 若干名 | (区 相 談 役 他) |

2. 本会の役員は、木津町区の役員が兼務する。
3. 会長は、必要に応じ区役員の他に新たな相談役を委嘱することができる。
4. 役員の任期は、木津町区役員の任期と同じとする。

【役員の任務】

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し震災等発生時等における自主防災活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその任務を代行する。
3. 会計は、本会の会計事務一切を司る。
4. 防災部長は、会長を補佐し、地域防災訓練並びに災害時にかかる実務を司る。
5. 監事は、本会の会計を監査する。
6. 相談役は、より包括的または専門的な見地から本会の活動状況等について助言する。

【総 会】

第 8 条 総会は、木津町区の総会に組み入れて開催する。

2. 総会では、次の事項を審議し賛同を得るものとする。

- (1) 事業報告および事業計画に関すること
 - (2) 収支決算および収支予算に関すること
 - (3) 会計監査に関すること
 - (4) 規約の改定に関すること
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと
3. 総会は、その審議事項の一部を防災会議に委任することができる。
 4. 会長が開催を必要と判断した場合、または役員の半数以上から要請があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

【防災会議】

- 第9条 会長は、本会の役員および各自治会の防災委員代表者（町総代または自治会長兼務）により構成される防災会議を、定期的を開催することとする。本会議は、木津町区開催の町総代・協議委員合同会議に組み入れて開催してもよい。
2. 防災会議では、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきことがら
 - (2) 総会より委任されたことがら
 - (3) その他、防災会議が特に必要と認めたこと

【防災計画】

- 第10条 本会は、震災等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 震災等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災知識の普及に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 震災等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること
 - (5) その他必要な事項

【経費】

- 第11条 本会の運営に要する経費は、助成金その他の収入をもってこれに充てる。

【会計年度】

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査】

- 第13条 本会の会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

木津町区自主防災会活動計画

1. 目 的

この計画は、木津町区自主防災会の活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

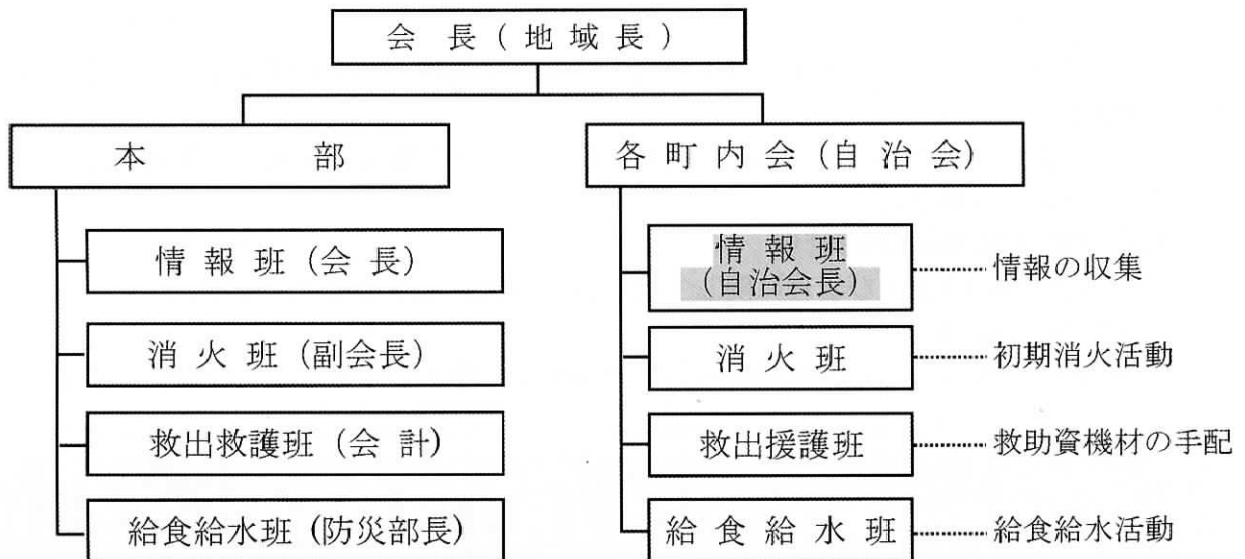
この計画に定める事項は、次のとおりとする

- (1) 自主防災活動組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 自主防災活動知識の普及に関する事
- (3) 自主防災活動訓練の実施に関する事
- (4) 情報の収集、伝達に関する事
- (5) 出火防止、消火に関する事
- (6) 救出救護に関する事
- (7) 給食給水に関する事
- (8) 自主防災資機材等の備蓄及び管理に関する事

3. 自主防災活動組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急対応を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり自主防災活動組織を編成する。

木津町区自主防災活動組織



4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事業

- ① 自主防災会及び防災計画に関する事
- ② 地震、火災、水害等についての知識に関する事
- ③ 地区周辺、各家庭における防災上の留意事項に関する事
- ④ その他、防災に関する事

(2) 普及の方法

- ① 広報誌、パンフレット、ポスター等の配付
- ② 座談会、講習会、見学研修、映画等の開催及びパネル等の展示

(3) 実施期間

火災予防、防火の日等、関係諸行事に行われる時期に実施、又は随時実施する。

5. 自主防火訓練

大地震の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うため、次により自主防災訓練を実施する。

訓練は個別訓練及び総合訓練とする。

個別訓練・・・情報の収集伝達、消火、避難、救出、救護訓練とする。

総合訓練・・・2以上の個別訓練について、総合的に行うものとする。

6. 情報の収集伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の情報を収集するとともに、必要と認められる情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 大地震においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因となるので、火気使用設備器具の整備及び周辺の整理整頓、危険物等の保管状況、消火器等消火器材の整備、建物等の危険箇所等点検整備を行う。

(2) 初期消火対策として、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるよう消火栓の活用、消火器、水バケツ等の確認及び点検整備を行う。

8. 救出救護

(1) 建物の崩壊、落下物のより救出救護を要する者が生じたとき、現場付近の者は直ちに救出救護活動を行い、救出救護班は、防災関係機関の出動を要請する。

(2) 医療関係への連絡・・・①京都山城総合医療センター ②市内開業医 ③木津川市木津保健センター 等

(3) 避難場所・・・・・・①木津小学校 ②中央交流館 ③中央体育館 ④瓦谷公園 等

9. 給食給水

給食給水班員は、市から配分された食料・飲料水、また地域の家庭から提供された食料・飲料水で給食給水活動を行う。

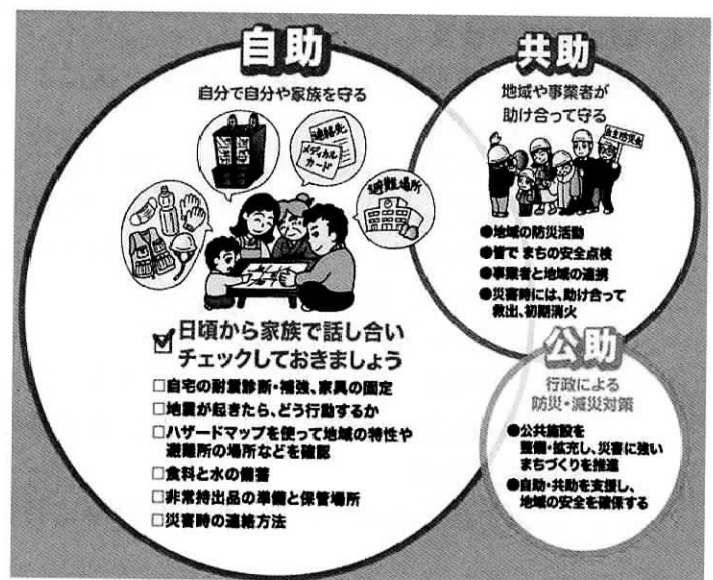
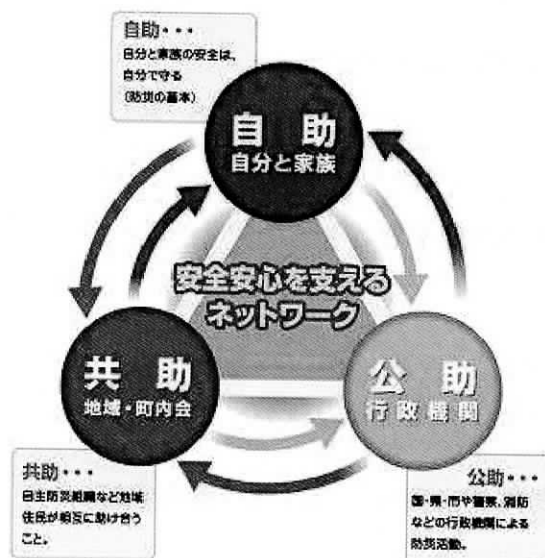
10. 防火資器材等の備蓄及び管理

防火資器材等の備蓄及び管理に関しては、自主防災会及び木津川市役所が行う。

11. 自主防災実施計画

相楽中部消防署員及び木津町消防団員等の指導で、地域住民を対象に訓練を実施する。

防災・減災の基本は「自助」「共助」「公助」



財団法人自治総合センターコミュニティ助成による物品管理規定

略称「木津町区自主防災会物品管理規定（宝くじ）」

制定 平成 27 年 5 月 24 日

【目 的】

第 1 条 この規定は、木津町区自主防災会（以下、本会という。）が管理する財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業による物品の使用と保管について定める。

【助成事業物品】

第 2 条 助成事業による物品は、本会長の管理のもとに、本会が使用することとするが、本会長もしくは本会役員会の承認をもって本会以外の団体も使用できることとする。

【備品台帳】

第 3 条 助成事業による物品は、備品台帳を作成し本会長が管理する。また、毎年行う会計監査において在庫の確認を行う。

【財団法人自治総合センターへの協力】

第 4 条 助成事業による物品については、助成制度の趣旨を理解して使用し、財団法人自治総合センターが行う地方自治の振興及び住民福祉の増進への活動や宝くじの普及広報に関する活動へ協力することとする。

社会福祉協議会木津町区支部規約

制定 平成 23 年 6 月 13 日 改定 平成 30 年 4 月 1 日 改定 令和 2 年 4 月 1 日
改定 令和 3 年 4 月 1 日

【名 称】

第 1 条 この会は、木津川市社会福祉協議会木津町区支部（以下、「本会」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は支部長宅におく。

【目 的】

第 3 条 本会は、木津川市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の目的にしたがい木津町区行政のもと地区実践機関とし、関係者の緊密なネットワークにより地区社会の福祉を増進することを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、市社協の事業を分担すると共に地区に即応した福祉事業を行う。

【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区自治会員と同等とする。

【役員ならびに委員】

第 6 条 本会に次の役員ならびに福祉委員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 支 部 長 | 1 名 |
| (2) 副 支 部 長 | 1 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 監 事 | 1 名 |
| (5) 福 祉 委 員 | 数十名 |

【役員および福祉委員の任務】

第 7 条 本会の役員および福祉委員の任務は以下のとおりとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し本会の運営を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を司る。
- (4) 監事は、本会の業務並びに会計監査を行う。
- (5) 福祉委員は、本会の業務推進にあたる。

【役員の選任と任期】

第 8 条 支部長、会計の選任方法は以下のとおりとする。

- (1) 支部長は、木津町区役員のうち地域長退任者が就任する。
- (2) 会計は、木津町区役員のうち地域長就任者が就任する。
2. 前項で不都合が生じた場合には、本会の役員会で協議し、他の適任者を選任できるものとする。
3. 副支部長、監事は、福祉委員会議の同意を得て支部長が委嘱する。
4. 支部長、会計の任期は、木津町区役員の在任期間に合わせ 2 年とする。副支部長、監事の任期は 2 年とするが、再任は妨げない。

【福祉委員の選任と任期】

第 9 条 福祉委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 各町内会から福祉委員として選任された者。
- (2) 民生委員。
- (3) その他、木津町区地域内で活動する各種団体等から推薦・選任された者。

2. 各町内会または各種団体等から選任された福祉委員の任期は、その町内会または団体等が定める任期とする。
3. 民生委員による福祉委員の任期は、その在任期間とする。

【評議員候補の推薦】

第10条 市社協から、評議員候補の推薦依頼を受けたときは、福祉委員会において会員の中から選考し、市社協に推薦する。

【顧問・相談役】

第11条 本会に顧問・相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問・相談役は、福祉委員会議の同意を得て支部長が委嘱する。

【会議】

第12条 毎年1回、会員の参加による総会を行う。ただし、福祉委員会議をもってこれに代えることができる。

2. 本会の決議機関は、福祉委員会とし必要に応じ支部長が招集する。

【会計】

第13条 本会の経費は、木津町区の助成金、市社協の助成金、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

木津町区青少年育成委員会規約

制定 平成 23 年 16 月 13 日 改定 平成 30 年 16 月 16 日 改定 令和 元年 16 月 1 日
改定 令和 2 年 6 月 13 日 改定 令和 3 年 6 月 13 日

【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区青少年育成委員会（以下、「本会」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は委員長宅に置く。

【目 的】

第 3 条 本会は、木津町区内の関係機関・団体及び住民の連携により地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関する活動
- (2) 社会環境の浄化に関する活動
- (3) 非行少年の早期発見と非行防止活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区の構成員と同等とする

【役員ならびに委員】

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委 員 長 1 名
- (2) 副委員長兼会計 1 名
- (3) 監 事 1 名（区地域長兼務）

2. 委員長は副委員長兼会計が継承任命される。
3. 副委員長兼会計は付表のとおり輪番制とし、各町の互選とする。
4. 委員長ならびに副委員長兼会計の任期は 1 年とする。
5. 監事は木津町区地域長が兼務する。
6. 委員(青少年育成委員)は各自治会より選出し任期は各自治会の定めによるものとする。
委員長及び副委員長兼会計は本委員を兼務しなければならない。

【役員並びに委員の任務】

第 7 条 委員長は、本会を代表し本会の運営を統括する。

2. 副委員長兼会計は、委員長を補佐すると共に本会の会計等事務一切を司る
3. 監事は本会の会計監査を司る。
4. 委員は本会の目的を達成するための活動を行う。

【会 議】

第 8 条 本会に、総会及び委員会を置く。

【総 会】

第 9 条 総会は全会員をもって構成する。

2. 総会は、毎年 1 回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、委員長が招集する。
4. 総会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 規約の改定に関すること
 - (2) 事業計画に関すること

(3) 予算及び決算に関すること

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと

5. 総会は、その付議事項の一部を委員会に委任することができる。

【委員会】

第10条 委員会は、委員長が招集し、役員及び委員によって構成する。

2. 委員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきことがら

(2) 総会より委任されたことがら

(3) その他、委員会が特に必要と認めたことがら

【経費】

第11条 本会の運営に要する経費は、助成金その他の収入をもってこれに充てる。

【会計年度】

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査】

第13条 会計監査は、毎年1回監事が行う。但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

年 度	副 委 員 長 兼 会 計	委 員 長
令和3年度 (2021)	三丁目・四丁目	小寺町
令和4年度 (2022)	五丁目	三丁目・四丁目
令和5年度 (2023)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル・奈良道32	五丁目
令和6年度 (2024)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル・奈良道32
令和7年度 (2025)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央 公園南	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト
令和8年度 (2026)	西町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央 公園南
令和9年度 (2027)	不二荘園・神田自治会	西町
令和10年度 (2028)	小寺町	不二荘園・神田自治会
令和11年度 (2029)	三丁目・四丁目	小寺町
令和12年度 (2030)	五丁目	三丁目・四丁目

※ 自治会の名称は（「木津町区規約第5条」に基づく）

木津町区防犯パトロール

【防犯パトロールの目的】

1. 青少年の健全育成、並びに不審者対策
2. 犯罪、事故災害の被害を未然に防止すること
3. 地域の皆さんが安全に対する関心を高めること
4. 地域の連帯感を醸成すること
5. 地域の犯罪抑止機能を高めること



【パトロールの区域】

1. 木津町区全域(井関川周辺含む)
2. 木津小学校・木津中学校通学路
3. 小寺橋・大正橋付近(旧消防小屋付近)
4. 新天神橋の橋脚下
5. 田中神社・三柱神社(お伊勢さん)境内
6. 瓦谷公園(通称「石公園」)・ふれあい広場

防犯パトロール 重点地域



不審者・不審車両を見たら110番

安心・安全のまちづくり

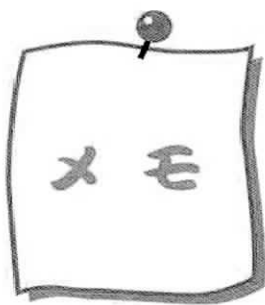


【主催】 木津町区 青少年育成委員会木津町区支部 社会福祉協議会木津町区支部

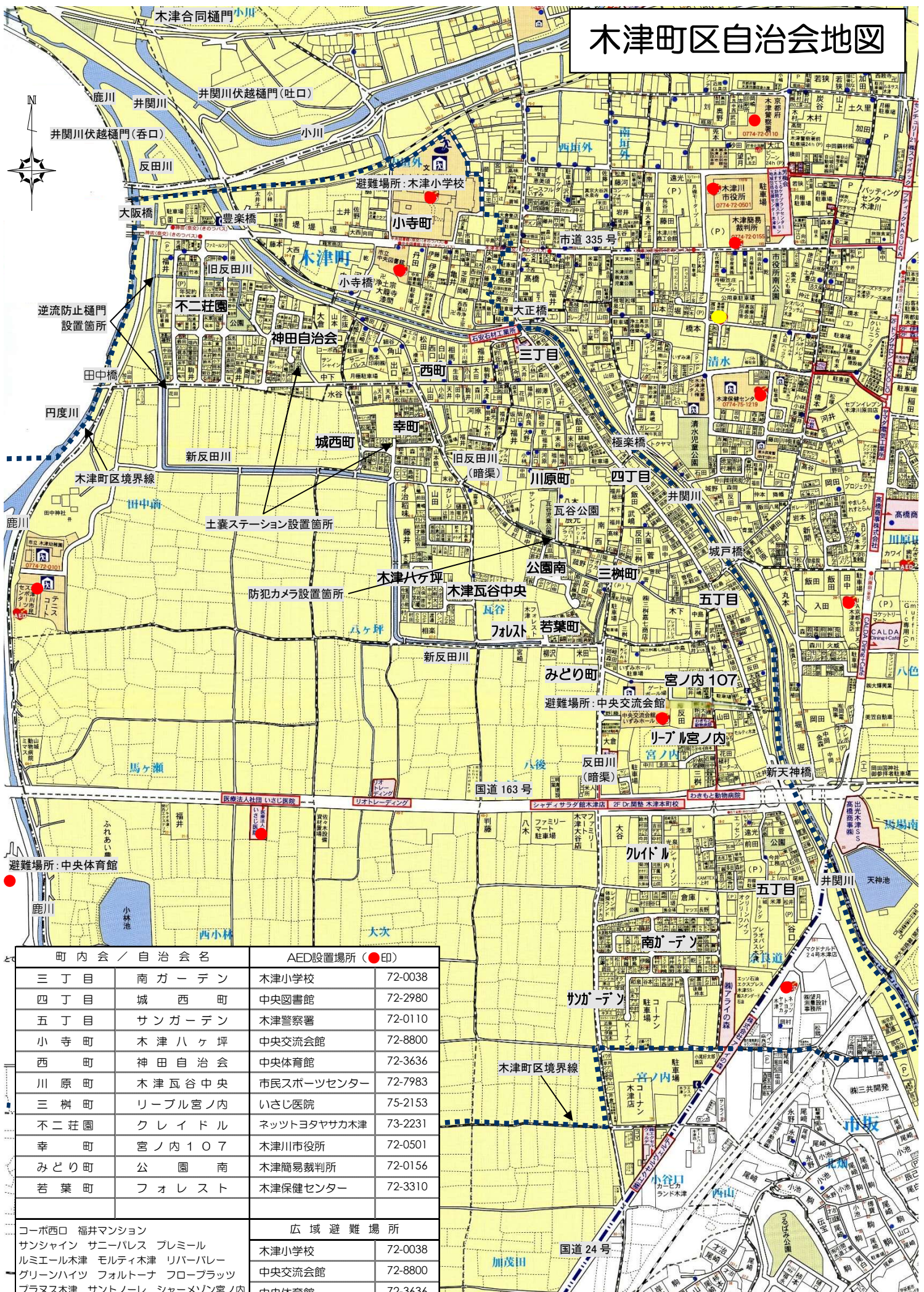
【後援】 木津警察署 木津川市教育委員会 木津小学校 PTA 木津中学校 PTA

防犯パトロールは、木津町区のボランティア活動として毎週月・木曜日午後4時頃に実施しています。また、散歩時等に随時、任意コースのパトロールも行っています。これらのボランティア活動に興味・関心をお持ちの方は、木津町区役員まで連絡下さい。

是非ご参加いただきますようお願い致します！



木津町区自治会地図



町内会 / 自治会名		AED設置場所 (●印)	
三丁目	南ガーデン	木津小学校	72-0038
四丁目	城西町	中央図書館	72-2980
五丁目	サンガーデン	木津警察署	72-0110
小寺町	木津ハケ坪	中央交流会館	72-8800
西町	神田自治会	中央体育館	72-3636
川原町	木津瓦谷中央	市民スポーツセンター	72-7983
三樹町	リーブル宮ノ内	いさじ医院	75-2153
不二荘園	クレイドル	ネットヨタヤサカ木津	73-2231
幸町	宮ノ内107	木津川市役所	72-0501
みどり町	公園南	木津簡易裁判所	72-0156
若葉町	フォレスト	木津保健センター	72-3310
コーボ西口 福井マンション サンシャイン サニーパレス プレミール ルミエール木津 モルティ木津 リバーパレー グリーンハイツ フォルトーナ フローブラス プラヌス木津 サントノーレ シャーメソ宮ノ内		広域避難場所	
		木津小学校	72-0038
		中央交流会館	72-8800
		中央体育館	72-3636

※ 本図表では自治会名として一部略称を使用しています。